

令和6年度岡山県交通事業者人材確保等支援事業補助金交付要綱

令和6年度岡山県交通事業者人材確保等支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 地域公共交通における担い手不足の加速により、安定的・継続的な運行又は運航に支障が生じ始めている中においても、運行又は運航を継続し、地域住民の生活や社会経済活動を支える社会インフラの役割を担っている交通事業者に対し、人材確保・離職防止やDXによる省力化に向けた取組を支援するため、予算の範囲内において、この補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助事業者は、別表第一のとおりであつて、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 県徴収金の滞納がないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の対象となる経費及び補助率については、別表第二によるものとする。

- 2 補助金の交付額は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（補助対象期間）

第4条 この補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の時期にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年1月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減じて申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについ

ては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付決定をしたときは、交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助事業者はその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に、知事に文書で届け出ることにより申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額の増額を伴わず、補助事業の目的達成に支障のない変更については、この限りでない。

(遂行状況の報告等)

第9条 知事は、必要があれば、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日(交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日)から起算して1月を経過した日又は令和7年2月14日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書に該当する補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これに相当する額を当該補助対象事業の補助対象経費から減じなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定し、かつ、当該報告した額を超えた場合には、その差額(前項の規定により当該補助金の消費税等仕入控除税額に相当する額を減じて報告した補助事業者については、その減じた額を上回る部分の額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助金の額の確定を行ったときは、補助金の額の確定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者はその旨を通知する。

(支払)

第12条 補助金の支払は、前条の補助金の額の確定を行った後に行う。

2 補助事業者は、前項の補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第7

号)を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により補助金を支払った後に、第10条第3項の規定による報告があったときは、補助事業者に対し、当該報告された額に相当する額の返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、規則第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
 - (4) その他不正の行為があると認められたとき。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金の納付の日までの期間に応じて、加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 3 第1項の返還及び前項の納付の期限は、当該命令のなされた日から10日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、延滞金を徴することができる。

(条件)

第15条 知事は、補助事業者に補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者が、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)を経過した場合を除く。)
- (2) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったと認める場合には、当該補助金の額に相当する額の全部又は一部を納付させることがあること。
- (3) 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表第一（第2条関係）

補助事業者	バス事業者	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）及び同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（以下「貸切バス事業者」という。）であって、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付申請日において、次のいずれかに該当する者で、交付申請日以後も事業を継続する意思があること。</p> <p>ア 岡山県地域間幹線系統確保維持計画に記載の系統を運行する乗合バス事業者</p> <p>イ 岡山県内に本社又は営業所を有する乗合バス事業者及び貸切バス事業者</p> <p>(2) 乗合バス事業者にあつては、岡山県内の生活交通の維持のため、市町村等が設置する地域公共交通会議等の要請に応じ、それぞれの地域での議論の場に参画する意思があること。</p> <p>貸切バス事業者にあつては、災害発生時など緊急を要する場合等において、自治体等からの公共的な要請に基づき、地域住民等の輸送への協力を検討する意思があること。</p>
	タクシー事業者	<p>同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）であって、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付申請日において岡山県内に本社又は営業所を有しており、交付申請日以後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(2) 岡山県内の生活交通の維持のため、市町村等が設置する地域公共交通会議等の要請に応じ、それぞれの地域での議論の場に参画する意思があること。</p>
	一般旅客定期航路事業者	<p>海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路（直接県外島しょ部へ運航する航路を除く。又、1週間のうち1日間以上運航する航路に限る。）で同法の適用を受けている者であつて、補助金の交付申請日において岡山県内に本社を有しており、補助金の交付申請日以後も事業を継続する意思がある者</p>
	鉄道事業者	<p>岡山県内の複数の市町村にまたがる路線を運行している第三セクター（地方公共団体が出資を行っている法人）である鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を営業者）であつて、補助金の交付申請日以後も事業を継続する意思がある者</p>

別表第二（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	
		補助限度額	
		他の補助金を活用する場合	左記以外の場合
(ア) 人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二種免許等取得費用 ・就職フェア等参加経費 ・職場環境の改善につながる施設整備に要する経費 等 <p>※効果的な採用活動や職場環境の改善等により人材確保につながるもの</p>	1 / 2 以内	2 / 3 以内
		上限 2,000千円	
(イ) 交通DX事業	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済機器の導入に要する経費 ・配車アプリの導入に要する経費 ・運行管理システムの導入に要する経費 ・各種システム等の導入に伴う住民説明会開催経費 等 <p>※システム導入等により省力化が図られ、従業員の負担軽減につながるもの</p>	1 / 2 以内	2 / 3 以内
		上限 2,000千円	

- (注1) (ア)に掲げる事業のうち二種免許等取得費用について補助を受けた場合、二種免許等を取得した従業員を取得の日から2年を経過する日まで、継続して雇用するものとする。
- (注2) 補助対象経費について、単に物品（家電製品、事務用品等）やデジタル関連機器（パソコン、プリンター等）の購入のみを行うものは、対象としない。
- (注3) 補助限度額については、国等の補助金部分を除き、実際に補助事業者が負担した部分に補助率を乗じたものとする。
- (注4) 他の補助金を活用する場合において、補助対象経費の8分の1以上は、補助事業者自らが負担するものとする。